# 兵庫県公報

平成28年10月18日 火曜日 第 2842 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

1

	<u>《</u>	
告 示 ○ 救急病院の認定(医務課) ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課) ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課) ○ 土地改良区営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦 ○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出(同) ○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認(水産課) ○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請 ○ 公共測量を実施する旨の通知(契約管理課) ○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) ○ 同 上(同)	覧(同) 3 3 3 5の概要(水大気課) 4	
公 告     平成28年度若人の賞受賞者(青少年課)     土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害 (砂防課)     土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧(同)     土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害 閲覧(同)     大規模小売店舗に対する市町の意見の概要(都市計画課)     本市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(建築指導課)     同 上(同)	警戒区域の指定の案の閲覧       6	
告	示	
兵庫県告示第886号救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の表 た次の医療機関を救急病院と認定した。 平成28年10月18日1 名称 社会医療法人社団正峰会 神戸ゆうこうを 所 在 地 神戸市兵庫区水木通10丁目1番12号	兵庫県知事 井 戸 敏 三	,

認 定 年 月 日 平成28年9月1日 認定の有効期限 平成31年8月31日

2 名 称 高橋病院

所 在 地 神戸市須磨区大池町5丁目18番1号

認 定 年 月 日 平成28年10月1日 認定の有効期限 平成31年9月30日

3 名 称 医療法人回生会 宝塚病院

所 在 地 宝塚市野上2丁目1番2号

認 定 年 月 日 平成28年8月22日 認定の有効期限 平成31年8月21日

4 名 称 医療法人松藤会 入江病院

所 在 地 姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地

認 定 年 月 日 平成28年10月10日 認定の有効期限 平成31年10月9日

# 兵庫県告示第887号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の 届出があった。

^^^^^

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 東田土地改良区

退任役員					
役員の区分	E	£	4	Z	住
理事	新	屋	勝	美	三木市吉川町東田427番地の1
司	石	野	_	美	同 市吉川町東田442番地
司	畄	片	卓	朗	同 市吉川町東田879番地
同	西	瀧		登	同 市吉川町東田359番地
司	谷	井		滋	同 市吉川町東田459番地の3
同	簾	畑	清	弘	同 市吉川町東田943番地
同	岡	片	仁	稔	同 市吉川町東田1070番地
監 事	明	柴	益	郎	同 市吉川町東田1088番地
司	谷	井	正	之	同 市吉川町東田834番地
同	前	瀧	史	郎	同 市吉川町東田347番地
就任役員					
役員の区分		£	4		住所
理事	新	屋	勝	美	三木市吉川町東田427番地の1
同	簾	畑	清	弘	同 市吉川町東田943番地
司	谷	井		滋	同 市吉川町東田459番地の3
司	明	柴	益	郎	同 市吉川町東田1088番地
司	谷	井	正	之	同 市吉川町東田834番地
司	片	畄		満	同 市吉川町東田477番地
同	井	本	隆	_	同 市吉川町貸潮129番地
監事	片	畄	忠	重	同 市吉川町東田475番地の1
同	福	井	洋	_	同 市吉川町東田224番地
司	前	瀧	史	郎	同 市吉川町東田347番地
兵庫県加古土地改良区					
退任役員		_	,		0
役員の区分		£	4		住所
理事	E	井	_	進	加古郡稲美町加古291番地
同	岡	野	辰	夫	同郡同町加古504番地の3
同	坂	)III	洋	<u> </u>	同 郡同 町加古1003番地
同	末	澤	文	弘	同 郡同 町加古1245番地の4
同	松松	尾	定ィ	義	同郡同町加古1982番地
同	松	尾	千	明	同郡同町加古2237番地
同	山		<b>+</b>	剛	同郡同町加古2529番地
同	藤	原	嘉	彦	同郡同町加古3067番地
同	石垣	見	卆	止	同 郡同 町加古3362番地の2
同	福	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	義	清	同 郡同 町加古3670番地の2
同	荒	田	<b>+</b>	昭	同 郡同 町加古4312番地の1
同	西士	Ш	嘉	紀	同郡同町加古4584番地
監事	吉士	田田	義	春	同郡同町加古686番地の5
同	本	岡	泰	文明	同 郡同 町加古2185番地の 5
同 かれの見	松	尾	俊	明	同 郡同 町加古4068番地の2
就任役員					

20日の区八		E	£	7	A E
役員の区分	F	C	名		住所
理事	正	井		進	加古郡稲美町加古291番地
同	畄	野	正	幸	同 郡同 町加古445番地の3
同	本	岡	丈	夫	同 郡同 町加古1131番地
同	古	谷	英	彦	同 郡同 町加古1256番地の13
同	井	上	安	男	同 郡同 町加古2038番地
司	松	尾	千	明	同 郡同 町加古2237番地
司	山	П		剛	同 郡同 町加古2529番地
同	藤	原	隆	志	同 郡同 町加古3072番地
同	石	見		止	同 郡同 町加古3362番地の2
同	福	田	敏	秀	同 郡同 町加古3483番地
同	松	尾	俊	明	同 郡同 町加古4068番地の2
司	西	JII	嘉	紀	同 郡同 町加古4584番地
監事	沼	田	定	雄	同 郡同 町加古2113番地の1
司	荒	田	達	夫	同 郡同 町加古2768番地の2
同	矢	崎		隆	加古川市神野町福留114番地の 5

#### 兵庫県告示第888号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第1項の規定により、次の土地改良区に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

^^^^^^^^^^^^

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県 知事に対して異議の申出をすることができる。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	地区名	地 区 名 縦覧の期間	
清水新田土地改良区	清水新田地区	平成28年10月18日から 同 年11月7日まで	明石市役所

#### 兵庫県告示第889号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

^^^^^

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地 区 名		
西脇市	落方小山地区		

^^^^^^

#### 兵庫県告示第890号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加入区	同意成立年月日
東須磨加入区	平成28年9月23日
須磨浦加入区	平成28年9月23日
塩屋、東垂水加入区	平成28年9月23日

#### 兵庫県告示第891号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第110号) 第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名 住友金属鉱山株式会社播磨事業所 加古郡播磨町宮西346番地の4 所長 竹 林 優
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 住友金属鉱山株式会社播磨事業所 加古郡播磨町宮西346番地の4
- ③ 特定施設に関する事項

種		27号口 遠心分離機			
能	カ	123m³/日	123m³/日		
工事着	手 予 定 年 月 日	許可後			
工事完力	成 予 定 年 月 日	着手後3日			
使用開	始予定年月日	許可後			
使用時間の間隔	及び1日当たりの使用時間	24時間連続			
使用時間の	季節的変動の概要	なし			
	区 分	通常	最 大		
使用時にお	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	7 ∼10	同左		
いて当該特 定施設から 排出される	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	0.1 未満	同左		
汚水等の汚染状態の通	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	1未満	同左		
常の値及び 最大の値	室 素 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1 未満	同 左		
	騰 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1 未満	同左		
1					

溶解性鉄含有量 (単位 mg/L)	0.1 未満	同左
使用時において当該特定施設から排出 される汚水等の量(単位 m³/日)	88	同左

備考 既存特定施設の使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年10月18日から同年11月8日まで
- ② 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ

### 兵庫県告示第892号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、伊丹市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(航空写真撮影、写真地図及び数値地形図作成(地図情報レベル2500))

2 作業期間

平成28年10月7日から平成29年3月31日まで

3 作業地域 伊丹市全域

#### 兵庫県告示第893号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。 平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 指定区域

区	域	名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
佐	野	(2)	豊岡市		佐 野	羽 水	344番2の一部、344番4の一部、344番5、344番6の一部、344番7の一部、344番8、344番9の一部、344番10から344番13まで、360番から363番まで、365番から369番まで、369番2の一部、369番3、370番、372番の一部、373番377番の一部、378番1の一部、378番2の一部、381番1の一部、381番2の一部、381番1の一部、381番2の一部、389番2、390番の一部、391番1、391番2、392番、393番1、393番2、394番、395番1、396番1から396番3までの各一部

#### 兵庫県告示第894号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜

地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。 平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 指定区域

区	域	名	市	郡	名	区町名	町大字名	小 字 名	地番
上	物	部	洲	本	市		上物部 上物部二丁目	年喰	870番の一部 402番1の一部、402番5の一部、402番 9の一部

公 告

#### 平成28年度若人の賞受賞者

若人の賞表彰要綱(昭和60年10月8日制定)第4条の規定により、平成28年9月24日に次の者を表彰した。 平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 氏 名赤木友香
  - (2) 住 所 たつの市
  - ③ 功績内容

子どもの冒険ひろば「プレーパーク赤とんぼ」のリーダーとして子どもたちを温かく見守るとともに後進の育成に努めるなど青少年活動の振興に尽くした。

- 2(1) 氏 名飯田和広
  - (2) 住 所 神戸市
  - ③ 功績内容

神戸学院大学ボランティア活動支援室のリーダーとして他大学とのネットワークを構築し献血活動を推 進するなど福祉の向上に尽くした。

- 3(1) 氏 名 野々村 聡
  - ② 住 所 姫路市
  - (3) 功績内容

県立こどもの館の登録ボランティアとして遊びの中にものづくりを取り入れた多彩な創作活動を企画運営するなど青少年活動の振興に尽くした。

- 4(1) 氏 名中村愛子
  - ② 住 所 姫路市
  - (3) 功績内容

特定非営利活動法人生涯学習サポート兵庫の野外活動リーダーとして常に子どもに寄り添い多彩な体験活動を企画運営するなど青少年活動の振興に尽くした。

- 5(1) 氏 名藤井信宏
  - ② 住 所 尼崎市
  - (3) 功績内容

公益財団法人日本ボーイスカウト兵庫連盟の若手リーダーとして若者の意見を発信しスカウト活動の活性化に取り組むなど青少年活動の振興に尽くした。

# 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

^^^^^

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古川 <b>IV</b> (116020090)	三木市吉川町古川(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、この図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成28年10月26日から同年11月9日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所、三木市役所及び三木市役所吉川支所

- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所 河川砂防課

〒673-1431 加東市社字西柿1075—2兵庫県社総合庁舎

(3) 提出期限

平成28年11月9日まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年1月6日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第348号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

^^^^^

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

冨岡川右三Ⅱ (216020006) の項中別図158を改める。

(この図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成28年10月26日から同年11月9日まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所、三木市役所及び三木市役所吉川支所

- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所 河川砂防課 〒673-1431 加東市社字西柿1075—2兵庫県社総合庁舎

(3) 提出期限

平成28年11月9日まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年1月6日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

^^^^

#### 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 1 指定しようとする区域の名称等

名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物に 作用すると想定される衝 撃に関する事項
富岡AII (116020001)	三木市吉川町冨岡(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
富岡BII (116020002)	三木市吉川町冨岡(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
新田 II (116020003)	三木市吉川町新田(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
富岡CII (116020004)	三木市吉川町冨岡(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
富岡DⅡ (116020005)	三木市吉川町冨岡(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
福井II (116020006)	三木市吉川町冨岡(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
畑枝Ⅱ (116020007)	三木市吉川町畑枝(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
上荒川A II (116020008)	三木市吉川町上荒川 (別図8のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
上荒川D II (116020009)	三木市吉川町上荒川 (別図9のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
上荒川E II (116020010)	三木市吉川町上荒川(別図10のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
古川A II (116020011)	三木市吉川町古川(別図11のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
古川B II (116020012)	三木市吉川町古川 (別図12のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
古川C II (116020013)	三木市吉川町古川(別図13のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上中II (116020014)	三木市吉川町上中(別図14のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
古川D II (116020015)	三木市吉川町古川 (別図15のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり

古川E II (116020016)	三木市吉川町古川 (別図16のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
実楽B <b>Ⅱ</b> (116020017)	三木市吉川町実楽 (別図17のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
実楽AⅡ (116020018)	三木市吉川町実楽 (別図18のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
古市II (116020019)	三木市吉川町古市 (別図19のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
古川 <b>Ⅲ</b> (116020021)	三木市吉川町古川 (別図20のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
古川IV (116020090)	三木市吉川町古川 (別図21のとお り)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
北谷川右一Ⅱ (216020004)	三木市吉川町古市 (別図22のとお り)	土石流	別図22のとおり
冨岡川右一Ⅱ (216020005)	三木市吉川町冨岡 (別図23のとおり)	土石流	別図23のとおり
冨岡川右三Ⅱ (216020006)	三木市吉川町冨岡 (別図24のとおり)	土石流	別図24のとおり
冨岡川左一Ⅱ (216020008)	三木市吉川町新田(別図25のとおり)	土石流	別図25のとおり

(別図1から別図25までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成28年10月26日から同年11月9日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所、三木市役所及び三木市役所吉川支所

- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所 河川砂防課

〒673-1431 加東市社字西柿1075—2兵庫県社総合庁舎

(3) 提出期限

平成28年11月9日まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年1月6日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

#### 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のと おりである。

^^^^^

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フラワータウンショッピングセンター

所在地 三田市弥生が丘1丁目1番地の1ほか

- 2 同法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要
  - (1) 事業系廃棄物の適正な処理に関する事項
    - ア 廃棄物処理法第3条(事業者の責務)の規定に基づき、事業系一般廃棄物の適正処理、減量化・資源化 の推進と市の減量化施策へ協力すること。
    - イ 三田市の「事業系ごみの適正処理・減量化ハンドブック」を確認し、事業系一般廃棄物の適正処理に 努めること。
    - ウ 事業活動に伴って生じた廃棄物 (一般廃棄物、産業廃棄物) は廃棄物処理法、各リサイクル法に基づき事業者の責任において適正に処理すること。
    - エ 事業系一般廃棄物の排出量が一定の規模 (3 t 以上/月) を超える場合は減量計画書の提出及び廃棄 物管理責任者の届出を行うこと。
    - オ 事業所の自主的な取組みとして資源物の店頭回収について積極的に推進すること。
  - (2) 来店車両の円滑な入庫に関する事項
    - ア 消防活動に支障が生じないよう利用者に対する駐輪ルールの徹底と警備員等による駐輪車両の整理整 頓を実施すること。
    - イ 来店車両が円滑に入庫できないことにより周辺道路が混雑し、災害発生時に緊急車両の通行障害が発生しないよう留意すること。
  - (3) 特定施設に関する事項
    - 騒音・振動にかかる特定施設の使用方法などについて、変更等がある場合は、環境衛生課まで届出を行うこと。
  - (4) 青少年の非行防止対策の確保に関する事項
    - 青少年健全育成の観点から、店舗の屋内外について、専属警備員に巡回・巡視させるなど、不測の事態に備え、未成年者の不法行為・たむろ・喫煙などの未然防止策を講じ、その処理に当たっては、警察など関係機関との連携を密にし、対処すること。
  - (5) 屋外広告物に関する事項
    - テナントの入れ替えにあたり、屋外広告物の意匠変更等を行う場合は、兵庫県屋外広告物条例に基づく 許可申請を行うこと。
  - (6) 防犯に関する事項
    - 夜間も営業することから、特に青少年の非行防止と健全育成への配慮をすること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所
    - 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間
    - 平成28年10月18日から1月間

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
  - 相生市本郷町2012番から2015番まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

相生市本郷町11番7号

- 共栄商事株式会社 代表取締役 石 原 光 生
- 3 許可年月日及び許可番号

平成28年9月27日

兵庫県指令中播(姫土) (建) 第1-25-2号 (27相生)

# 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 揖保郡太子町鵤字構ノ内27番1、27番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称 宍粟市山崎町山崎190番地 西兵庫信用金庫 代表理事 志 水 宣 之
- 3 許可年月日及び許可番号平成28年1月27日兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-27号(27太子)